

令和7年度 岡谷市内山霊園
合葬式墓地

れ い ぶ う え ん
嶺風苑南棟

使用者募集要項



※イメージ図

〔受付期間〕

令和7年11月6日(木) ~ 令和7年11月19日(水)

〔問い合わせ先〕

岡谷市 市民環境部 市民生活課 安全・衛生担当

電話：0266-23-4811（内線1171・1172）

1 合葬式墓地とは

「合葬式墓地」とは、従来の区画墓地とは異なり、一つのお墓に多くのご遺骨を一緒に埋蔵する新しい形の墓地です。

墓地の承継や墓石などを建てる必要がないため、安心してご利用できます。また、生前でも申し込みいただくことが可能です。

建物内部には、個別に骨壺を置く棚を設け、地下には焼骨を直接埋蔵するカロート（納骨室）を備えた施設となっています。

2 施設概要

○建物構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て

○建築面積：約 10 m² ○高さ：約 3 m

○付帯施設：焼香台、献花台、墓誌板揭示板、施設銘板

3 埋蔵方式

○個別埋蔵場所 … 焼骨を建物内部に設けた納骨棚に骨壺単位で納め、15年間埋蔵し、その後、焼骨のみを納骨袋に入れ地下のカロートに移す方式

○共同埋蔵場所 … 焼骨を納骨袋に入れ、建物地下に設けたカロートに納める方式

4 募集数

○個別埋蔵場所 40体

○共同埋蔵場所 50体

※申込み時の注意事項については「17 埋蔵や申込みにあたっての注意事項」をお読みください。

5 使用料

○個別埋蔵場所使用料 1体 150,000円

○共同埋蔵場所使用料 1体 50,000円

○更新使用料（個別埋蔵場所のみ） 1体 50,000円

※原則、既納の使用料は還付いたしません。

※毎年の管理料はかかりません。

※合葬式墓地への埋蔵は、個人単位となります。例えば、ご夫婦や家族単位での埋蔵を希望される場合でも、それぞれ使用者になっていただき使用料を納めていただくことになります。

※個別埋蔵場所において、許可日から15年を超えてなお焼骨を埋蔵しない場合は、更新の申請をし、許可を受けることで継続して使用することができますが、更新使用料が必要となります。なお、15年目に一度更新を行った場合は、以降、再更新の必要はありません。

6 申込資格

次のいずれにも該当する方

①現に焼骨を所持している方又は将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする方。

②岡谷市に本籍又は住所を有する方。

ただし、現に内山霊園聖地の使用許可を受けているが、聖地を返還する方は、現在の住所及び本籍が市外の場合であっても霊園聖地内に納めた焼骨に限り申し込むことができます。ただし、生前申し込みはできません。

③現に内山霊園聖地の使用許可を受けていない方。

7 申込方法

受付期間内に別紙申込書に必要事項を記入の上、窓口に提出してください。その後、受付票を発行いたします。（募集数を超えた場合は、受付票に記載してある番号が抽選時の番号になります。）

○申込期間：令和7年11月6日（木）～令和7年11月19日（水）

※（土・日曜日を除く）

○時間：午前8時30分～午後5時15分

○場所：岡谷市役所1階 市民生活課 安全・衛生担当窓口

※抽選となった場合は「8 抽選について」を参照してください。

※抽選とならなかった場合は申込みいただいた全ての方にその後の手続きに関するご案内を送付いたしますので、案内に従い手続きを進めてください。詳細については「9 申請書類の提出」を参照してください。

8 抽選について

受付期間中に募集数を超えた場合は、使用者を決定するための抽選会を行います。

抽選会（令和7年11月27日（木）実施）は、立会人のもと、市職員による責任抽選といたします。

抽選会終了後、抽選結果通知を全員に送付いたしますので、その後の案内に従い、手続きを進めてください。

岡谷市ホームページにおいても、抽選結果を掲示いたします。

※抽選をするにあたり、埋蔵を希望する体数分（受付番号毎）を1口として抽選し、当選の場合は、その体数分の場所を確保いたします。

※以前合葬式墓地募集に申込みをしたが当選しなかった方については、抽選棒を2本または3本に増やすこととする。（例：受付番号1番の場合は、1番の抽選棒を2本または3本入れる）

9 申請書類の提出（※当選された方のみ）

申し込み（抽選の場合は当選者）された方は、書類提出期限までに申請書類を揃えて窓口に出してください。

○書類提出期限：令和7年12月22日（月）まで

※自己の焼骨を埋蔵しようとする場合は、埋蔵する際の立会人の選定が必要となります。死後において、その焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、あらかじめ立会人と必要事項の確認をお願いいたします。

【申請書類】

◆共通書類（各1通）

- ①当選決定通知書
- ②霊園使用許可申請書（様式第1号）
- ③申請者（使用者）の住民票の写し（世帯全員・続柄・本籍地入）
- ④申請者（使用者）の戸籍謄本
- ⑤聖地返還申請書（※聖地の使用許可を受けている場合）

《共通書類のほか必要な書類》

◆現に焼骨を所持している方（いずれか1通で死亡日が記載されているもの）

- ⑥住民票除票
- ⑦除籍謄本

◆将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする方（各1通）

- ⑧立会人の個人の住民票の写し（本籍地入）
- ⑨立会人の同意書

10 使用料の納入及び使用許可証の送付

提出された申請書類等を審査し、使用資格の確認ができた方に納入通知書及び納付書を送付いたしますので、令和8年1月30日（金）の納期限までに、下記の指定金融機関にて納付をお願いいたします。

使用料の納入が確認できた方に使用許可証を送付いたします。

使用許可証は、納骨等の際必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

※納期限内に納付できなかった場合は、使用許可が取り消しとなります。

●使用料の納付場所

- 岡谷市役所（1階 市民生活課 安全・衛生担当窓口）
- 湊支所、川岸支所、長地支所
- 指定金融機関

- 八十二銀行 本・支店※1 ➤諏訪信用金庫 本・支店
- 信州諏訪農協 本・支店 ➤長野県信用組合 本・支店
- 長野銀行 本・支店※2 ➤長野県労働金庫 本・支店
- 郵便局（長野・新潟県内）

※1 と※2 は、1 月以降合併後の店舗となります。

1 1 利用開始日

使用料を納付され、お手元に使用許可証が届いた方から埋蔵することができます。

1 2 墓誌板の掲示

合葬式墓地の正面右側に、被埋蔵者名を刻んだ墓誌板を取り付けられる掲示板を設けています。

個別埋蔵場所の使用許可を受け、墓誌板の掲示を希望される場合は、墓誌板を市の窓口まで受け取りにきてください。（墓誌板の大きさ：1 0 c m × 2 0 c m 上・下あり）

また、共同埋蔵場所の使用許可を受け、希望される方は、掲示板の裏側に直接名前（被埋蔵者名）を刻むことができます。

なお、墓誌板の費用負担はありませんが、墓誌板及び掲示板の裏側の被埋蔵者の氏名は、使用者が刻むものとし、これに要する費用は使用者のご負担となります。

○墓誌板及び掲示板の裏側には、被埋蔵者の氏名のみを刻むこととし、下記に該当するものを刻むことや、表示することはできません。

- ・宗教に関するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他霊園の管理上不適当と認められるもの

※墓誌板の掲示は、納骨後等、墓誌板が提出された順番とします。

※掲示板の裏側に刻む氏名は、納骨後等、字彫り工事を行っていただく順番とします。

※墓誌板の掲示板への取付けは市が行います。

※墓誌板は掲示板に固定をするため、焼骨の返還及び改葬の場合、掲示されている墓誌板はお返しできません。

1 3 埋蔵手続き

焼骨を合葬式墓地へ埋蔵する場合は、事前に内山霊園への連絡が必要となります。

埋蔵日時は予約制となりますので、下記の時間帯に内山霊園に電話予約を

お願いします。

- 内山霊園管理棟 電話：０２６６－２２－２２７２
- 受付時間帯 ・午前８時３０分～午前９時
- ・正午～午後１時
- ・午後４時３０分～午後５時
- （１２月２９日～１月３日を除く）

1 4 埋蔵方法

合葬式墓地への埋蔵は市が行います。合葬式墓地建物内へは、使用者又は立会人のみ立ち入ることができます。

埋蔵後は、焼骨の返還を受ける場合を除き、合葬式墓地建物内へ立ち入ることはできません。

なお、個別埋蔵場所へ埋蔵された焼骨を埋蔵期間後に共同埋蔵場所へ移す際は、使用者又は立会人にご連絡し、ご遺族立会いで共同埋蔵場所に移します。

※共同埋蔵場所へ直接焼骨を埋蔵された場合、骨壺はお返しします。

1 5 参拝方法

合葬式墓地の建物正面に設けられた参拝スペース（焼香台、献花台）で、自由にお参りできます。

なお、建物内への立入りはできません。また、市で供養等は行いません。

1 6 焼骨の容器の基準

個別埋蔵場所に埋蔵する焼骨を納める容器は、下記基準に適合するものでなければなりません。

- ① 幅２２ｃｍ以下、高さ２６ｃｍ以下、奥行き２２ｃｍ以下であること。
- ② 材質は、陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- ③ 箱等の外装を施していないこと。

1 7 埋蔵や申込みにあたっての注意事項

- （１）合葬式墓地への埋蔵は、個別埋蔵場所又は共同埋蔵場所のいずれか一方となります。また、同一焼骨等による複数の申込みはできません。
- （２）合葬式墓地には、合葬式墓地使用許可申請書に記載した埋蔵予定者のみを埋蔵することができます。なお、埋蔵予定者の変更はできません。
- （３）個別埋蔵場所に埋蔵された焼骨（骨壺）は、埋蔵された日から１５年間を経過すると焼骨のみを共同埋蔵場所へ移し、永年に埋蔵されます。
この場合、使用料は徴収いたしません。
- （４）個別埋蔵場所において、ご夫婦や改葬等により複数の焼骨を埋蔵される

場合、並べて配置することが埋蔵状況によっては、ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご承知ください。

(5) 個別埋蔵場所の利用者は、埋蔵した日から15年の期間内に使用の中止をするときは、中止の届出をし、焼骨を引き取らなければなりません。

(6) 共同埋蔵場所に埋蔵された焼骨は、返還、改葬、分骨することはできません。

(7) 申込み後のキャンセルはできませんので、事前に埋蔵内容等、親族や関係者などで十分話し合ってください。

(8) 原則、既納の使用料は還付いたしません。

18 使用上の注意事項等

①死体埋葬の禁止

・合葬式墓地は死体(火葬していない遺体)を埋葬することはできません。

②聖地との同時使用の禁止

・現に聖地の許可を受けている方は、合葬式墓地の使用許可を受けることができません。ただし、合葬式墓地の使用許可申請書提出時に聖地返還申請書を添えることで許可を受けることができます。

※聖地の返還(手続き及び工事)は、令和8年9月末までに完了してください。

③申請事項の変更

・住所等、申請事項に変更があった場合は直ちに手続きをしていただく必要があります。

④使用許可の取消し

・次の場合には使用許可を取消すことがあります。

- (1) 合葬式墓地を目的以外に使用したとき。
- (2) 合葬式墓地使用权を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 霊園条例又は霊園条例に基づく規則に違反したとき。

⑤使用权の消滅

・次の場合には使用权が消滅します。

- (1) 合葬式墓地使用者と被埋蔵者が同一である場合において、当該者が死亡してから10年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。
- (2) 被埋蔵者を共同埋蔵場所に埋蔵したとき。
- (3) 合葬式墓地の使用中止の届出があったとき。

⑥改葬による合葬式墓地への埋蔵方法

・改葬により他の墓地から合葬式墓地へ埋蔵する際は、事前に焼骨を乾燥させた状態にしてください。

19 案内図



20 詳細案内図

